

奨学金貸与契約書

医療法人社団すなお 理事長上田昌和（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間での奨学金貸与に関し、連帯保証人_____（以下「丙」という。）を含む甲乙丙の三者において、甲の歯科衛生士奨学金制度規定（以下「規定」という。）5条に基づき、本書により契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、医療法人すなお（以下「当法人」という。）が、歯科衛生士を志す学生に対し、修学資金の貸与を行い、卒業後に当法人での勤務を通じて地域医療の発展に寄与することを目的とする

第2条（貸与）

甲は乙に対し、規程3条に定めた金額を貸与する。

貸与する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

第3条（貸与の停止）

規程8条の事由が発生したときは、甲は乙に対する奨学金貸与を停止する。

第4条（届出）

乙は、規程9条の事由が発生してから10日以内に甲へ届出る。

第5条（返還）

乙は、甲に対し、規程8条該当にするときは、貸与を受けた金額の全額を返還しなければならない。

第6条（返還免除）

甲は、乙に対し、規程第11条に該当する場合、奨学金返済義務の一部又は全部を免除することができる。

第7条（利息）

乙は、甲に対し、規程第10条4項に該当する場合、奨学金元本に加え、遅延利息金を支払わなければならない。

第8条（連帯保証）

丙は、乙が本契約に基づいて負担する甲に対する一切の債務の弁済について、極度額105万円の範囲で、乙に連帯し保証する。

2 連帯保証人の死亡・破産その他の事由により、連帯保証人が欠け、又は保証能力を喪失した場合、乙は直ちに十分な保証能力を有する第三者を連帯保証人に立てなければならない。

第9条（協議）

規定、本契約に定めのない事項及び本契約の内容について甲乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲乙ともに誠意をもって協議し、解決するものとする。

甲と乙は、規定及び本契約に定めのない事項につき、甲乙間で協議の上決定する。

第10条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、甲の普通裁判籍に属する地方裁判所又は簡易裁判所を専属的合意管轄とする。

本契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙（連帯保証人）が記名押印又は署名捺印の上、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

<甲>

印

<乙>

住所：

氏名：

印

<丙>

住所：

氏名：

印（実印）